



答 申 第 888 号  
令 和 2 年 9 月 2 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 9 月 2 日付け神戸市長広報第 672 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

自治会情報管理システムの構築について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 自治会からの届出等に記載されている役員の氏名、住所等の情報を一元管理し、関係部署間で共有するため、自治会情報管理システムを構築することは、迅速で正確な情報共有が可能となり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

自治会情報管理システムの構築について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙  
答申 888

【個人情報】

自治会名  
自治会名(ふりがな)  
自治会長名  
自治会長名(ふりがな)  
自治会長の郵便番号  
自治会長の住所  
自治会長の電話番号  
自治会長の就任年月日  
前任者  
前任者連絡先

回覧物受取担当者氏名  
回覧担当者住所  
回覧担当者電話番号  
回覧担当前任者氏名

市政広報ポスター担当者氏名  
市政広報ポスター担当者住所  
市政広報ポスター担当者電話番号  
市政広報ポスター担当前任者氏名

役員就任年月  
会長生年月日

【個人情報以外の情報】

統合後連番  
活動状況  
認可番号  
送付不要自治会チェック  
通し番号  
回覧物の送付部数  
不着  
回覧用送付先の有無  
ポスターの送付部数  
ポスター送付先の有無  
最終更新日  
区分(自治連加入/非加入区)

マンション 団地(該当すればチェック)

世帯数

班, 組数

掲示板(部数)

地域(つなぐラボ情報)

送付するも宛先不明

備考

修正履歴

除外